

第五十三条中「第六十条第二項」を「第六十条第一項」に改める。
 第五十九条中「第六十七条第四項」を「第六十七条第五項」に改める。
 第六十一条中「第六十八条第八項」を「第六十八条第九項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。
 第六十三条第二項の表第七号中「第六十条第二項」を「第六十条第一項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。次号において同じ。）」に改め、同表第八号中「第六十条第二項」を「第六十条第一項」に改める。
 （原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部改正）

第二条 原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第五十六条の三第四項、第五十七条第一項」を「第五十六条の三、第五十七条第四項」に改め、若しくは「第二項」及び「第五十七条の四、第五十七条の五」を削る。

附 則

この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年七月十日）から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 文部科学大臣 松野 博一
 国土交通大臣 石井 啓一
 環境大臣 山本 公一

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十三号

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年十二月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 法務大臣 金田 勝年
 経済産業大臣臨時代理 山本 早苗
 国務大臣 山本 早苗

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十四号

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）の施行に伴い、並びに特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第四項第一号、第八条の二第一項第一号、第二十六条第一項第八号二、第六項第二号及び第七項第二号、第四十一条第一項第一号及び第二項、第四十八条第二項、第四十九条第二項第一号口及び第二号、第五十八条の十七第二項第二号、第六十四条、第六十五条、第六十六条第二項、第六十八条並びに第六十九条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。
 第三条の見出しを「（法第二条第四項第一号の政令で定める権利）」に改め、同条中「第二条第四項の指定権利」を「第二条第四項第一号の政令で定める権利」に改める。
 第三条の二の次に次の一条を加える。
 第三条の二の次に次の一条を加える。
 （法第八条の二第一項第一号の政令で定める使用人）

第三条の三 法第八条の二第一項第一号の政令で定める使用人は、使用人のうち、次に掲げる者とする。

- 一 営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定める者
- 二 法第八条第一項、第十五条第一項、第二十三条第一項、第三十九条第一項から第三項まで、第四十七条第一項、第五十七条第一項又は第五十八条の十三第一項の規定により停止を命ぜられた業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定める者（前号に掲げる者を除く。）

第六条中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改める。
 第六条の二中「第二十六条第三項第一号」を「第二十六条第四項第一号」に改める。
 第六条の三中「第二十六条第三項第二号」を「第二十六条第四項第二号」に改める。
 第六条の四中「第二十六条第四項第一号」を「第二十六条第五項第一号」に改める。
 第七条中「第二十六条第四項第三号」を「第二十六条第五項第三号」に改める。
 第八条中「第二十六条第五項第二号」を「第二十六条第六項第二号」に改め、同条第一号中「指定権利」を「特定権利」に改め、同条第二号及び第三号中「第七条第一号若しくは第三号」を「第七条第一項第一号若しくは第四号」に、「第七条第二号」を「第七条第一項第二号若しくは第三号」に改める。
 第九条中「第二十六条第六項第一号」を「第二十六条第七項第一号」に改める。
 第十条中「第二十六条第六項第二号」を「第二十六条第七項第二号」に、「第二十二條第一号」を「第二十二條第一項第一号若しくは第四号」に改め、「なかつたもの」の下に「及び当該取引のあつた日以後において法第二十四条の二第一項各号に該当する契約を締結することを目的としないもの」を加え、「第二十二條第二号」を「第二十二條第一項第二号若しくは第三号」に改める。
 第十四條第二項中「及び口」の下に「並びに第二号」を加える。
 第十六条の三第二号及び第三号中「第五十八條の十二第一号」を「第五十八條の十二第一項第一号」に、「第五十八條の十二第二号」を「第五十八條の十二第一項第二号若しくは第三号」に改める。
 第十六条の四第三号中「当該商品」の下に「、特定権利（法第二条第四項第二号及び第三号に掲げるものに限る。）」を加える。

第十七条第二項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改める。